

障害者差別解消法の施行に基づく取組状況について

1 法の目的

障がいを理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

平成25年6月制定、平成28年4月1日施行
 国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として改正された、障害者基本法第4条に定める「差別の禁止」の基本原則の具体化。(H26.1条約批准)

2 道の取組状況

北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会等の意見を伺いながら取組を推進。

(1) これまでの取組状況

項 目	具体的な取組
職員対応要領の策定	「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」(職員対応要領)の策定(27年12月)
相談・紛争防止等の体制整備	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(28年4月～)
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(28年4月～)
北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催(28年3月) 関係機関：国機関(厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済産業局、札幌法務局)、小樽市、新得町
啓発活動の推進	パンフレットの作成・配付(27年3月)、道民フォーラムの開催(札幌7/18、釧路10/31、旭川11/3)、ポスターの作成・配付(28年3月)、各種広報媒体・地域FMの活用等

(2) 28年度の取組予定

項目	取組項目
相談対応・紛争の防止または解決	地域づくり委員会における関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施(通年)
市町村における取組の推進	職員対応要領策定や協議会設置の促進(通年)
道職員の理解促進	職場研修(通年)・新規採用職員研修(10月)の実施
北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催(10、3月)
啓発活動の推進	わかりやすいパンフレットの作成・配布(7月)
	障がい者権利擁護フォーラムの開催(11～2月、4カ所)
	認知度アンケートの実施(12月)
	パネルを活用した周知(通年)